

## 住居表示実施に伴う手続きについて (2月4日時点 訂正版)

令和5年2月4日から、住居表示の実施により、該当の区域では郵便番号と住所の表記が変わります。

郵便番号	新しい住所表記	
746-0039	富田新町一丁目	<b>●番</b> <b>■号</b> (街区符号)      (住居番号)
746-0039	富田新町二丁目	
746-0026	浜田二丁目	
746-0016	中央町	

住居表示実施後の新しい住所では、建物ごとに番号(住居番号)を設定しているため、マンション、アパート名を記入しなくても住所を特定できるようになっていますが、周南市では3階建て以上のアパート等については、部屋番号までを住居番号としています。

[例] 富田新町一丁目

3階建て以上の アパート等	周南市 富田新町一丁目 1番	<u>3-101号</u> (住居番号)
------------------	----------------	-------------------------

※住居表示は自治会を再編するものではありません。

※本籍の表示については、今回の住居表示実施では変更となりません。土地区画整理事業の換地処分公告の翌日に変更となりますのでご注意ください。

※住居表示実施後は住所と本籍が異なる表示となりますが、「転籍届」をご提出いただければ、新しい住所の「街区符号」までの表記と本籍を合わせるすることができます。

<u>富田新町一丁目</u> (町名)	<b>●番</b> (街区符号)
------------------------	---------------------

住所の変更にあたり、市役所や法務局などが住所の書き換えを行うものと、ご自身で住所変更の手続きをしていただく必要のあるものがあります。代表的な手続きについてご案内いたします。

※次ページ以降の変更手続きについては、実施日の2月4日以降しかできません。

※郵便物については、旧住所でも一定期間(約1年程度)は届く予定ですが、変更手続きについては、実施日以降なるべくお早めのお手続きをお願いいたします。

お問合せ先

周南市 環境生活部 市民課 住居表示担当 電話(0834)22-8424

【市役所・法務局（登記所）が書き換える主なもの】

公簿名	変更欄	説明
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民基本台帳（住民票）</li> <li>● 印鑑登録原票</li> <li>● 戸籍の附票</li> <li>● 国民健康保険被保険者台帳</li> <li>● 上下水道使用者の住所 など</li> </ul>	住所欄	市役所において書き換えます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸籍</li> <li>● 戸籍の附票</li> <li>● 住民基本台帳（住民票）</li> </ul>	本籍欄	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地登記簿</li> <li>● 建物登記簿</li> </ul>	表題部	表題部のみ法務局において、 <b>区画整理事業における換地処分公告実施後に書き換えます。（建物登記については、家屋番号まで書き換えます）</b> <b>※ただし、権利部の所有者住所等は、所有者自ら変更登記申請が必要です。（司法書士に依頼することもできます。）</b>

【関係機関で自動的に書き換えられるもの】

市役所以外の公共関係	山口県（県税台帳関係）、NHK、NTT、中国電力、山口合同ガス、郵便局 ※実施後、長期間にわたり旧住所で請求が届く場合は、お手数ですが、直接ご連絡をお願いします。
------------	--

【ご自身でお手続きしていただくもの】

※変更手続きは令和5年2月4日以降に行ってください。

※『住居表示実施証明書』は実施日以降に送付いたします（詳しくは裏面4ページ参照）

種別	手続き（問合せ）先	必要書類等
自動車運転免許証の住所、本籍の変更	速やかに手続きをしてください。 周南警察署 0834-21-0110 県総合交通センター 083-973-2900	1. 運転免許証 2. 住居表示実施証明書
自動車検査証の所有者、使用者欄の住所変更	なるべく早めに手続きをしてください。 中国運輸局山口運輸支局 電話 050-5540-2073 軽自動車検査協会山口事務所 電話 050-3816-3085	1. 住居表示実施証明書又は通知書 2. 自動車検査証 （代理の場合は委任状） ※ご不明な点につきましては、事前にお問い合わせください。
不動産（土地・建物）所有者の住所変更登記	なるべく早めに手続きをしていただくことをお勧めします。 なお、手続き案内は予約制となっています。（司法書士に依頼することもできます。） 山口地方法務局周南支局 電話 0834-28-0244	1. 変更登記申請書 2. 住居表示実施証明書又は通知書 3. 印鑑（認印も可） 4. 本人以外は委任状
会社・各種法人の本店・主たる事務所・支店・従たる事務所の所在地及び代表者、役員等の住所変更登記	本店は2週間以内 支店は3週間以内 本店・支店の所在地を管轄する法務局（司法書士に依頼することもできます。） 山口地方法務局（音声案内3→5） 電話 083-922-2295	1. 変更登記申請書 2. 住居表示実施証明書 ※他にも必要となるものがある場合があります。ご不明な点につきましては、事前にお問い合わせください。

年金受給者の住所変更	日本年金機構にマイナンバーが収録されている方は、住所変更届出は原則不要です。 ご不明な点は、年金事務所へお問い合わせください。 徳山年金事務所 電話 0834-31-2152	1. 年金受給権者住所変更届
預貯金口座・生命保険証書・株券等の住所変更	取り扱い機関ごとに手続き方法が異なりますので、それぞれお問い合わせください。	1. 住居表示実施証明書 2. 届出印 3. 通帳・証書 ※上記に加え、本人確認書類をどこまで求められるか等が各機関によって異なります。

### 【市役所で手続きの必要なもの】

種別	手続き（問合せ）先	必要書類等
住民基本台帳カード（顔写真付）の住所変更 ※顔写真のついていない住民基本台帳カードは手続きの必要はありません	周南市役所 市民課 電話 0834-22-8292 ※市民課で手続きされる場合は、発券機の「住所等の変更／外国人住民」の番号札を取り、待合椅子でお待ちください。	顔写真付のカードをお持ちの方は住所を修正します。令和5年2月6日以降に、ご本人又は同一世帯の方が住民基本台帳カードをお持ちください。 ※QRコード入りのカードをお持ちの方は、手続きの際に暗証番号が必要です。
マイナンバーカードの住所変更及び署名用電子証明書の発行	新南陽総合支所 電話 0834-61-4103  熊毛総合支所 電話 0833-92-0011  鹿野総合支所 電話 0834-68-2333	マイナンバーカードをお持ちの方は住所の修正及び署名用電子証明書の発行を行います。（住居表示によりマイナンバーカードの署名用電子証明書は失効します。）令和5年2月6日以降に、マイナンバーカードと、運転免許証や保険証などの身分証明書をお持ちください。
マイナンバー通知カード		通知カードが廃止されたことに伴い、通知カードの住所の修正はできません。 また、住所の変更に伴い通知カードは「マイナンバーを証明する書類」として使用することができません。 通知カード廃止後の、マイナンバーを証明する書類は、以下のとおりです。 ・マイナンバーカード ・マイナンバーが記載された「住民票の写し」又は「住民記載事項証明書」
在留カード、特別永住者証明書の住所変更 ※みなし在留カード、みなし特別永住者証明書を含む		令和5年2月6日以降に、ご本人又は同居のご親族の方が在留カード、特別永住者証明書をお持ちください。
身体障害者手帳、療育手帳の住所変更	周南市役所 障害者支援課 電話 0834-22-8387	手帳の住所記載内容を変更します。 令和5年2月6日以降に、該当の手帳をお持ちください。

種別	手続き（問合せ）先	必要書類等
特別児童扶養手当の住所変更	周南市役所 障害者支援課 電話 0834-22-8387	令和5年2月6日以降に本人確認書類をお持ちください。 ※証書がある場合はお持ちください。
山口県心身障害者扶養共済制度の住所変更		令和5年2月6日以降に本人確認書類をお持ちください。
精神障害者保健福祉手帳の住所変更	周南市役所 障害者支援課 電話 0834-22-8463	手帳の住所記載内容を変更します。 令和5年2月6日以降に、該当の手帳をお持ちください。
自立支援医療受給者証（精神通院）の住所変更		受給者証の住所記載内容を変更します。 令和5年2月6日以降に、該当の受給者証をお持ちください。

### 【お申し出により書き換えをおこなうもの】

種別	手続き（問合せ）先	必要書類等
介護保険被保険者証等の住所変更	周南市役所 高齢者支援課 介護給付・保険料担当 電話 0834-22-8467	変更を希望される方は、 令和5年2月7日以降に、該当の介護保険被保険者証をお持ちください。 介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証の交付を受けている場合は、あわせてお持ちください。
乳幼児・こども・ひとり親家庭医療費受給者証の住所変更	周南市役所 次世代政策課 こども給付担当 電話 0834-22-8460	変更を希望される方は、 令和5年2月6日以降に、該当の受給者証をお持ちください。
重度心身障害者医療費受給者証の住所変更	周南市役所 障害者支援課 障害者福祉担当 電話 0834-22-8387	変更を希望される方は、 令和5年2月6日以降に、該当の受給者証をお持ちください。
国民健康保険被保険者証・国民健康保険高齢受給者証・国保限度額（減額）認定証、特定疾病証の住所変更	周南市役所 保険年金課 賦課担当（保険証） 電話 0834-22-8312 給付担当（保険証以外） 電話 0834-22-8311	変更を希望される方は、 令和5年2月6日以降に、該当の被保険者証、限度額（減額）認定証、特定疾病証をお持ちください。

### 【手続きの必要ないもの】

種別	手続き（問合せ）先	必要書類等
後期高齢者医療被保険者証・後期限度額（減額）認定証・後期特定疾病証の住所変更	周南市役所 保険年金課 賦課担当（保険証） 電話 0834-22-8312 給付担当（保険証以外） 電話 0834-22-8311	現在お持ちのものでも引き続きご使用いただけますが、新しい住所のものを令和5年2月8日以降にお送りします。 届き次第、各自で古い各証書を破棄してください。
パスポートの住所変更	周南市役所 市民課 電話 0834-22-8293	住所変更の手続きは必要ありません。 「所持人記入欄」最終ページの住所を、ご自分で訂正記入してください。

※『住居表示実施証明書』については、1世帯・1法人につき5通を2月4日から10日までに郵送いたします。なお、2月6日（月）より市役所市民課・各総合支所・各支所にて発行可能のため、枚数の不足などがございました場合には、各窓口にてご請求ください。発行手数料は無料です。